

地方自治体上乗せ条例における「検出されないこと」の定義

○山梨県生活環境の保全に関する条例（昭和五十年山梨県条例第十二号）

略

第二十条 水質汚濁防止法第三条第三項の規定による同条第一項の排水基準に代えて適用すべき排水基準は、別表第一及び別表第二のとおりとする。

略

別表第一(第 20 条関係)

(平 8 条例 20・全改、平 12 条例 79・平 13 条例 51・平 24 条例 32・一部改正)

有害物質に係る排水基準

区分	有害物質の種類及び許容限度	適用水域	シアン化合物	有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメント及び EPN に限る。)	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	ふつ素及びその化合物
特定事業場	全公共用水域	適用	1 リットルにつきシアン 0.1 ミリグラム	検出されないこと。	1 リットルにつき六価クロム 0.05 ミリグラム	1 リットルにつき砒素 0.05 ミリグラム	新設にあつては、1 リットルにつきふつ素 1 ミリグラム 既設にあつては、1 リットルにつきふつ素 5 ミリグラム

備考

略

2 この表の数値は、排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号。以下「府令」とい

う。)第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

3 「検出されないこと。」とは、府令第2条に規定する方法により検定した場合において、その結果が1リットルにつき、カドミウム及びその化合物にあつては0.01ミリグラムを、有機リン化合物にあつては0.1ミリグラムをそれぞれ下回ることをいう。

略

○大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和46年神奈川県条例第52号）

略

（水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準）

第2条 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第3項の規定により、同条第1項の排水基準にかえて神奈川県の区域に適用する排水水の汚染状態に係る排水基準を別表第2及び別表第3のとおり定める。

略

別表第2（第2条関係）

（単位 mg/l）

有害物質の種類	許容限度				
	甲水域			乙水域及び海域	
	水質保全湖沼等	水質保全湖沼等以外の水域			
	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合
カドミウム及びその化合物	検出されないこと。	検出されないこと。	0.05		

備考

略

5 「検出されないこと」とは、省令第2条に規定する方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

略